

令和 7 年度
第 1 回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会
次 第

日 時 令和 7 年 7 月 1 日 (火)
午後 2 時から
場 所 三芳町立中央公民館
1 階 多目的ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について
- (2) 道路運送法第 79 条の 6 (更新登録申請) に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第 79 条の 7 (変更登録申請) に係る協議案件について
- (4) 道路運送法第 79 条の 8 (対価の変更申請) に係る協議案件について
- (5) 登録事項変更に係る報告案件について
- (6) 実績報告案件について
- (7) 事故報告について
- (8) その他

4 閉 会

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

○会長 それでは、議事に入る前に、この協議会については原則公開ということで伺っております。

このため、事務局に本日の傍聴希望者の確認をさせていただきます。希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日傍聴者はおりません。

○会長 傍聴希望者なしということでございますので、早速議題に入らせていただきます。

それでは、配られました次第に基づきまして、順次議事を進行させていただきます。

まず、議題1、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断についての協議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明を申し上げます。

資料、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断を御覧ください。まず初めに、こちらの資料は事前送付すべきものでしたが、送付できず申し訳ございませんでした。

地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について、机上配付の資料を御覧いただき、事務局の説明後にご意見をお願いいたします。

1の地域内における輸送の対象となる移動制約者の数については、年々増加しており、令和5年度末から令和6年度末の1年間で約4,000人増加しております。

また、2の地域内におけるタクシー等公共交通機関の状況については、県内全体及び県南西部において車両数はほぼ横ばいという状況でございます。

以上のことを踏まえると、5の地域内における上記の状況等を踏まえた福祉有償運送の必要性についてのとおり、移動制約者が増加傾向にあること等を勘案すると、利用者が安心して移動することができる福祉有償運送の必要性は高いと考えられます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

ご質問等ありましたらお受けいたします。

なお、本日の会議内容につきましては、議事録作成のため録音をさせていただいております。そのため、発言の際は挙手の上、マイクを受け取り、所属とお名前を言ってから発言をお願いしたいと思います。

います。

ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、ご質問ないということですので、令和7年度につきましても、入間東地区における福祉有償運送を必要と判断してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ご異議なしとのこと、ありがとうございます。

（２）道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について

○会長 次に、議題2、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件に移ります。

登録申請に係る協議案件は4件でございます。

説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横にご準備いただきたいと思っております。

今回の更新案件計4件につきましては、全て利用者が1人では公共交通機関を利用できないことを事前に事業者から確認をしております。

なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終わりましたら、ご退場いただいても結構でございます。

それでは、初めに審査資料1、川越市の社会福祉法人皆の郷につきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（川越市） 社会福祉法人皆の郷の更新登録申請について、事業所より説明いたします。なお、審査資料30ページに差し替えがありましたので、机上の資料をご確認ください。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事業者 川越市霞ヶ関から参りました社会福祉法人皆の郷です。よろしくお願いいたします。更新に関する概要を説明させていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は社会福祉法人皆の郷、住所は埼玉県川越市大字笠幡字後口4063—1、代表者は理事長、町田初枝でございます。事業所の名称は、障害者地域生活支援センターほがらか、住所は埼玉県川越市霞ヶ関北4—22—26でございます。この事業の開始につきましては、平成20年11月に初回登録を行っておりまして、今回で5回目の更新となります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録64名となっており、現在では69名となっております。

車両につきましては、現在車椅子車両が3台、セダン車両が2台となっており、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運行管理体制で配慮していることでございますが、出発時、帰所時に車体、車内の確

認を行うとともに、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュール等を組んでおります。また、初回登録から現在に至るまでの車両事故はゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出先での事故もゼロという実績となっております。

今回、車のほうなのですが、自動車検定の有効期限につきましては、期限間近なものがございいます。川越580と9812の車体でございいますが、車検が7月21日満期となっております、7月4日にトヨタレンタリースを通してトヨペット川越西支店で車検を受けられるよう準備、予約をしております。

以上になります。すみません、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（川越市） 以上になります。ご審議のほどお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、ご質問がないようなので、審査資料1、川越市の社会福祉法人皆の郷につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

川越市の社会福祉法人けやきの郷につきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いしたいと思います。

○事務局（川越市） 社会福祉法人けやきの郷の更新登録申請について、事業所より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○事業者 こんにちは。社会福祉法人けやきの郷です。本日はよろしくお願いいたします。更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございいますが、名称は社会福祉法人けやきの郷と申します。住所は、川越市平塚新田高田町162です。代表者は、理事長、宮崎英憲でございいます。事業所の名称は、障害者支援施設初雁の家、住所は川越市下広谷549—1でございいます。この事業開始につきましては、平成29年12月に初回登録を行っており、今回で3回目の更新となります。

続きまして、会員数の推移につきましては、前回登録時が29名となっており、現在では32名となっております。

車両につきましては、セダン車が2台となっており、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運営管理体制で配慮していることとありますが、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、対面による職員の体調管理、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュール

ルを組んでおります。

当事業所からの説明は以上となります。

○事務局（川越市） 以上になります。それでは、ご審議のほどお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事業者からの説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○委員 旅客の範囲が、ハの知的障害の方と、あとトのその他障害の方になっていますが、県の登録だとトのその他障害がない状態で、トの方はお一人、多分増えたときに拡大をされていないかなと思っています。次のところになりますが、つばさ会さんみたいに本来であれば変更の登録をしていただかないといけなく、もし協議としてこのトも含めた形で、更新だけではトを増やせないで、トを増やした形で更新するということで協議していただけるなら大丈夫なのですが、そこは事務局さんと相談してほしいと思います。

○会長 まず、答弁のほうをお願いします。

○事業者 当該の変更箇所なのですが、実は以前この協議会の変更の協議をかけさせていただきまして、1度調った経緯がございます。ですが、私共の不手際で、協議会で協議が整った内容を、県への書類提出を失念しておりました。前回、入間西地区の協議会でも同様のご指摘を頂戴いたしまして、先ほど申したように、この場において変更の登録も併せて調べていただければ幸いかと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、事業者の説明のとおり、変更も含めた議題といたしましてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 では、変更も含めた協議ということでお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。その他、ご質疑ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、他に質問等ございませんので、資料2の川越市社会福祉法人けやきの郷につきましては、変更も含めた形で協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

続きまして、資料3に係る協議案件に移ります。

入間市の特定非営利活動法人つばさの会につきましては、更新登録申請とともに、変更登録申請及び対価の変更申請を併せて協議願います。

入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いしたいと思います。

○事務局（入間市） つばさの会の更新及び変更登録及び対価の変更についてご説明いたします。

運送の主体は、特定非営利活動法人つばさの会、住所は入間市狭山台4丁目20番地2、代表者は代表理事、牧野いづみとなります。事業所の名称は、レスパイトつばさです。

運送の区域は、入間市のみです。

補足としまして、役員の全員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を確認しております。

旅客の範囲としましては、身体障害者9人、知的障害者4人、要介護認定者1人の計14人。会員の在住地は入間市のみです。

このたび旅客の範囲を拡大し、従来のイ、ハに加え、ニを追加いたします。

運送の対価は、時間制を採用しております。生活サポート利用者は、初乗り30分以内1,425円、以降30分当たり1,425円加算と、ガソリン代となります。生活サポート利用者以外は、初乗り30分以内2,000円、以降30分当たり2,000円加算とプラスガソリン代となります。ガソリン代は、このたび対価の変更で追加いたしまして、発地から1キロ当たり120円としております。運送の対価以外の対価はありません。

使用車両については、所有車両4台、内訳は車椅子車4台となります。

運転者の人数は9人となりまして、うち2人が2種免許所持、7人が福祉有償運送運転者講習受講済みとなります。免許証、資格証につきましても確認済みとなります。

運行管理体制、整備管理体制、事故対応につきましても、それぞれの責任者が就任または選任されて、体制も整っております。

損害賠償措置として、各車両とも対人、対物無制限の保険に加入しており、福祉有償運送での適用を確認しております。

続いて、事業者より事業の現状について説明をしていただきます。

○事業者 つばさの会です。

本事業所につきましては、平成29年12月に新規登録を行い、今回が3回目の更新となります。会員数の推移につきましては、前回更新時に比べて利用会員は減少しています。

使用している車両の台数に増減はありません。前回更新時以降、事故等、苦情も含めてございません。

運行管理体制で配慮していることですが、日頃の安全運転の運行を運転手とともに連絡を密にして、無理のない運行スケジュールで取り組んでおります。運転手同士も定期的にミーティング等を行って、活動の様子、情報共有をしながら、安全運転義務を行っております。アルコールチェック等に関しましても、出かける前に対面で健康状態等を把握しながら、簡単になってしまうのかもしれませんが、チェックを行って運行を進めております。

以上です。

○事務局（入間市） 以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○副会長 今回の変更で、一番引っかかるのが、ガソリン代1キロ当たり120円ということで、ガソリン代としてはちょっとあまりにも高過ぎるので、この辺り、ほかのところだと大体行っても50円ぐらいかなと思っていたのですが、その辺りの設定した理由とかをお聞かせいただければと思います。

○事業者 入間市内で送迎をうちと同じようにやっている事業所さんもたくさんあるのですが、ガソリンが入らなかった時期とかコロナになった時期に、うちに会員登録をした利用者さんが増えました。運営していく上で、ガソリン代も高騰してやはり車の設備とか修理等を含めて、どうしてもこの部分が、うちの事業所としては赤字になってしまう原因になっているので、120円という対価を会員様のほうに一度打診しました。

利用者さんそれぞれが、120円でもいいですよという声もあったので、ほかの事業所から比べると確かに高いのですが、120円ということで進めてきたのが現状です。逆にほかの30円とか50円でやっている事業所さんというのは、そこが30円、50円でどのように運営ができていくのかなというのを聞きできれば幸いです。

○副会長 すみません。ここで説明というのは多分無理だろうと思っているのですが、本当言うとガソリン代として取るので、ちょっと高いという感じがあるので、例えばほかの料金としてちゃんと設定するみたいなことを、どこかで考えたほうがよろしいのではないかなと。確かに生活サポートでこの金額は取るけれども、それ以外のところで、例えば迎車料金とかそういうのはこの中に含まれていないし、待機料金とか、あるいはほかの料金として。結局ガソリン代で取るというのは、キロ120円ではガソリン代をはるかに超えてしまっているんで、そうではなくて別の取り方をちゃんと考えたほうがよろしいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 私から聞いてあれなのですが、埼玉県さんのほうで、今の副会長からの質問に対しての何かご意見はありますか。

○委員 私も副会長が質問なかったら聞こうかと思っていたところなのですが、やっぱりリッター5キロで走るとしても、1リッターあたり600円ということになってしまうので、ガソリン代として取るにはちょっと正直高過ぎる。副会長もおっしゃるとおり、ほかの取り方をするのであればいいのですが、ガソリン代として取るとしたら、破格になってしまうので、そこは検討いただきたいなと思ったところです。

○会長 事業者としては見直す考えというのはありますか。

○事業者 送迎に対して車代を取ってはいけないというちょっと勘違いをしていたところがありまして、今回、入間市事務局がいろいろ私たちに説明を詳しくしていただいて、取ってはいけないもので

はないということを理解はしていました。ただ、現状120円で走っていたので、その金額を、車のガソリン代という形で載せてしまいました。名称的な使い方、ガソリン代という使い方、あと迎車と退車というのですか、事業所に帰るときもほかの事業所さんは確かに取っているなというのがあったのですが、うちでは乗ったところから降ろしたところまでという考えでしたので、そういった部分を分けて、それを含む乗った料金としての設定をして金額を下げていけば、よりよいということですね。

〔「そういうことですね」と呼ぶ者あり〕

○事業者 そうやって分けて、きちんと取っていったほうが明確だということですね。

○副会長 そうですね。今聞いて、結局乗ったところから降りたところまでだけのガソリン代を取っているということなので、結構ほかの団体では、実際に団体を出発したときから戻ってくるところまでのガソリン代というふうな形で取っているところもかなり多いと思いますので、多分半分以下、だから倍以上になっているような気がするのです。

だから、逆にその辺でかかったガソリン代に近い金額で取るということであれば、出発のところから戻ってくるところまでのガソリン代をもらうというふうにすれば、この金額ではなくてもいいと思います。多分50円ぐらいでも十分だと思うのです。そうすれば、ガソリン代に類するところになるだろうというふうに思いますので、その辺を明確にしておいていただいて、利用者を乗せたところから全部120円ではなくて、事業所を出発してから戻るまでの金額だよということを明確にしていだければ問題ないかなというふうに思います。

あとは、この中に待機料金とか何も入っていないので、逆に待機料金とか迎車料金とかも明確に出してもらって、これは利用者にきちんと分かるようにして、運送の対価を出していただければと思います。ガソリン代の金額のほうも50円ぐらいになるかなと思うので、やっていただければと思います。

○事業者 分かりました。

○委員 定款のところなのですけれども、事業の種類で、6番目の一般乗用旅客自動車運送事業というのは記入されているのですが、個人だとか法人のタクシー、介護タクシー、ハイヤーなどの種類のことを言うらしいのです。ですから、これは福祉有償運送の事業というふうに変えたほうがいいのではないのでしょうか。介護タクシーだけをやっているというわけではないと思うので。

○事業者 最初に利用者さんを送迎するというときに、この福祉有償運送がなかったので、タクシーの運営をすれば「利用者を乗せてもいいですよ」という話があったので、最初はタクシーの運行を始めたため、定款に一般旅客自動車運送事業の記載が載ったままになっています。

○委員 今も、タクシー事業をやっているというのですか。

○事業者 今は、タクシー事業を廃止してしまっている。

○委員 では、変えないとまずいのではないですか。

○事業者 はい。定款変更をかけたほうが良いということですね、分かりました。

○副会長 定款変更はしてください。

○事業者 はい、分かりました。

○副会長 もちろんほかの定款変更を一回一回やるのは大変なので、次に定款を変更するときに含めてください。その際は必ず福祉有償運送事業として、定款変更をするようにお願いいたします。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

○会長 他にご質問はありますか。

○委員 先ほど審議いただいたけやきの郷でガソリン代が出ていますよね。39ページを見ると1キロ当たり30円になっているのですよ。けやきの郷の資料で30円で、今回は120円という4倍の料金なのですけれども、この辺をきちんと決めていただいてもいいのではないのでしょうか。

○副会長 すみません、私が答えるのもちょっと変なのかもしれないのですけれども、基本的には団体の決めてもらうことになっていますので、幾らにするか、あるいは取るか取らないも含めて、団体の考え方次第になります。ただ、会議ではこの実情に合っているかどうかを審議するだけなので、けやきの郷さんはそれでいいということです。だから、初めから幾らというのを決めるのは、運営協議会としてやることはできなく、それぞれの団体の考え方で行うことになります。

○委員 そうすると、基準的に大体リッター当たり何キロ走るかという一つの目安はあると思うのですね、自動車の車種によって違うと思いますが、ある程度の目安として、例えば30キロ走るとか20キロ走るなどによって7掛けとか8掛けとか、そういう基準は一つ定められるのではないのでしょうか。

○副会長 大体車によって物すごく違いますので、あまりそこまで深入りはしないようにしています。ですから、今日皆さんのほうにこれ配られた対価に関するところでその辺見てもらい、大体このぐらいの金額でガソリン代取っていますよというのが見えてくると思っています。細かいところまで突っ込むと、例えばこれが電気自動車だったらどうするのですかという話とか来てしまい、収拾つかなくなりますので、大体このぐらいの金額でというところで一応押さえております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、入間市の特定非営利活動法人つばさの会につきましては、運送の対価の表記について見直しを行うことを前提に協議が調ったということにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは協議が調いました。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

新座市の社会福祉法人埼玉福祉会につきましては、新座市事務局及び事業者から概要の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（新座市） 社会福祉法人埼玉福祉会の更新登録申請につきまして、事業所より説明をさせていただきます。

○事業者 新座市の社会福祉法人埼玉福祉会です。よろしくお願いいたします。

それでは、更新登録の概要説明をいたします。まず、運送の主体につきましては、名称は社会福祉法人埼玉福祉会、住所は新座市堀ノ内3―7―31、代表者は並木則康、事務所の名称はケアプラザ彩ふく、事務所の位置は新座市堀ノ内3―7―31です。事業の開始時期は、平成23年9月16日となっております。

現在の利用会員数につきましては74名おり、前回更新時81名と比較すると減少している状況です。利用件数につきましては、1日当たり平均して二、三件程度の利用があります。

使用車両台数につきましては、車椅子車が2台、セダン等が5台の合計7台です。なお、持込み車両につきましてはございません。

これまでに、事故及び苦情の発生はありません。毎日スタッフの対面点呼、アルコールチェック、健康確認を確実にしながら、安全に運行ができるよう業務を行っております。常に利用者様の安全安心を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。よろしくお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

○委員 毎回同じことになってしまうのですが、旅客の範囲がトのその他障害の方が入っておりまして、これ埼玉福祉会さんも県の登録だとトが入っていないので、単純な更新ではなくて旅客の範囲の変更も含めていただきたい、あと旅客のリストを見たらトに該当する方がいらっしやらなかったのも、受入れ予定があるという意味でよろしいでしょうか。

○事業者 トにつきまして、以前の変更申請をかけまして、一応申請はしているのですが、県の報告がまだできていなかったようですので、訂正しまして提出させていただきたいと思います。

○委員 分かりました。トの方は、今はいらっしやらないけれども旅客の範囲を変更するということでしょうか。

○事業者 そうです。現在ご利用はないのですが、一応相談がありまして、今後行うかもしれませんので、一応登録していきたいと思います。

○委員 そうですね。変更のほうも一緒にお願いいたします。

○会長 他にご質問はありますか。

○委員 15ページの一覧が、現在の役員の名簿ということでよろしいのでしょうか。

○事業者 そうです。

○委員 そうしますと、定款を見ますと理事6名となっているのですが、理事の方が7名いらっしゃるのではないですか。

○事業者 そうですね、はい。すみません。では、定款のほうを6名以上ということで訂正をさせていただきます。

○会長 定款のほうを後日訂正ということで承ってよろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○会長 他にご質問はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料4、新座市の社会福祉法人埼玉福祉会につきましては、先ほどの変更も含めて協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

（3）道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について

○会長 次に、議題3、道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3、道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件につきまして、対価の変更申請に係る協議案件は、審査資料1、入間市の特定非営利活動法人つばさの会の1件のみですが、入間市の特定非営利活動法人つばさの会につきましては、更新登録申請と併せて協議済みの案件となっております。

○会長 事務局から説明があったとおり、変更登録申請につきましては協議が調ったものとして割愛をさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

（4）道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について

○会長 次に、議題4、道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

さきに審査資料1、入間市の特定非営利活動法人つばさの会については、更新登録申請と併せて、既に協議済みの案件となっております。そのため、審査資料2、入間市の特定非営利活動法人さんぼみちより協議いたします。

それでは対価の変更申請について、入間市事務局及び事業者から概要説明をお願いいたします。

○事務局（入間市） さんぼみちの対価の変更についてご説明します。着座にて失礼します。

運送の主体は、特定非営利活動法人さんぼみち、住所は入間市上藤沢431-5、サニーヒルズ石田1-102号室です。代表者名は、代表理事の井波昌一となります。事務所の名称は、さんぼみち。

運送の区域は、入間市、所沢市、狭山市となります。

旅客の範囲は、身体障害者7名、知的障害者24名の計31名となります。会員は、入間市24名、所沢

市2名、狭山市5名となります。

続いて、事業者代表より、今回の対価の変更についてご説明いただきます。

○事業者 NPO法人さんぽみちです。

本事業所につきましては、平成28年3月に新規登録を行い、これまで2回更新を行っております。昨今の人件費、燃料費等の高騰のため、当団体の財政が大変厳しい状況が続いておりますが、利用してくださる方々のために運営の存続をしていきたいとの思いで、生活サポート事業利用料の基準単価の上げを行う運びとなりました。あわせて、福祉有償運送の対価の変更が必要となり、今回の変更の届出となりました。

運送の対価は、時間制を採用しております。従来初乗り30分以内1,350円、以後30分当たり1,350円加算としておりましたところ、変更後は生活サポート利用者の初乗りは30分以内1,425円、以後30分当たり1,425円加算、生活サポート利用者以外は初乗り30分以内475円、以後30分当たり475円の加算とします。なお、運送の対価以外の対価はありません。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○事務局（入間市） 以上概要となります。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

○副会長 すみません、この変更後の料金の体系で、生活サポート事業以外の料金で30分475円って、非常に少ない金額で、これで大丈夫なのかなと逆に思ったりはするのですが、生活サポートと同じように1,425円取っている団体も非常に多いのですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○事業者 少ないとは私どもも思っているのですが、一応利用の形として生活サポートの一時預かりに付随した送迎が主なので、送迎だけのサービスというのはちょっと少ないので、一時預かりで1時間、2時間預かったとか、外出で1時間、2時間、それ以上の活動を一緒にした中での送迎という付随した形なので、送迎費ということに関してはこのとおりでやっていけたらと思います。その代わり、その基準単価を上げるというのも、私どものような小さい団体では値段を上げるというのはすごく勇気の要ることだったので、送迎に関してはこれでやらせていただけたらという思いです。

○会長 それでは、他にご質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、審査資料2、入間市の特定非営利活動法人さんぽみちにつきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、協議が調いました。

以上で本日の協議案件につきましては全て協議が調いました。ありがとうございます。

(5) 登録事項変更に係る報告案件について

(6) 実績報告案件について

○会長 次に、議題5、登録事項変更に係る報告案件、議題6、実績報告案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題5、登録事項変更に係る報告案件につきまして、車両の変更、住所変更、車両の増減等に係る報告が合計14件、議題6、実績報告案件につきましては、令和6年度下期の輸送実績の報告が55件でございます。いずれも必要な添付資料で確認済みの案件であります。

内容につきましては、資料のとおりでございます。

なお、令和7年度上期の輸送実績につきましては、第3回の協議会で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長 今事務局から説明がありましたとおり、以上変更及び輸送実績の報告とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 ありがとうございます。

(7) 事故報告について

○会長 続きまして、議題7、事故報告について1件、川越市の特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむしより報告がございます。

それでは、事業者様より説明をお願いしたいと思います。

○事業者 川越市認定NPO法人ほっとサポートてんとうむしです。このたび、私どもの法人のほうからご報告をさせていただきます。

5月17日に、当法人の運転従事者が運転中に白バイの一時不停止のところで捕まった際に、アルコールチェックをして、酒気帯び運転ということが発覚したという事案です。これにつきまして、本日は皆様のほうにご報告させていただきたいと思います。

当日は、前日本人は公休日でございます。前日プライベートの中で飲酒をしております。本人の話では、イベントに行っていたものですから、飲酒時間が長かったという自覚がございました。それで、深夜まで飲酒をして、次の日、早朝の従事があるということは認知してはいたのですが、飲み過ぎた状態で自宅に帰った時間が2時ぐらいで、3時から7時まで自宅で寝て、それで7時半に出勤をいたしました。その後、8時半に送迎現着をいたしまして、9時30分少々走ったところで一時不停止ということで止まって、白バイの方に声をかけられて、その際に白バイの方から呼気のアルコール臭が感じられたということで、その場で一旦運転を停止してアルコール検査を実施され、その場で酒気帯びという判断があったということです。

そのときに、白バイの方から法人のほうの事業所のほうに連絡が入りまして、ご利用者様が乗っていたものですから、すぐにその引継ぎと、あと管理者のほうが後発で行きまして、管理者と当人が現地で聴取を受けております。その後、戻りまして、法人のほうに報告を受けております。それが当日の出来事になります。

以降もそのままお話を続けてよろしいですか。

○会長 はい。

○事業者 その後、まず乗っていた方についてなのですが、重度知的障害の成人の男性になります。その方は、前日にショートステイに宿泊されておりまして、そのショートステイの利用先から、その方が通われている通所施設への送迎という流れの業務でした。その方については、特に飲酒に対して当然認知をできる障害ではないので、現地では白バイの方もそれを理解してくださったので、同乗者責任等は問われずに、そのままこちらの施設のほうに別の者がお送りしております。その方の保護者の方に関しましては、当日の夜、法人からおわびに伺っております。詳細、今後の内容等は、社内のほうで討議して、また改めて再発防止等も含めて保護者にご説明に上がりますということで、当日は終わっております。

その日が土曜日だったので、週が明けてから法人内で会議を行いました。当人に関しては、当日は自宅待機処分、そして翌日から出勤停止処分ということで、一旦は5月18日から5月31日までを出勤停止処分ということで処分をしております。

処分している間に、保護者への説明を5月20日の火曜日に文書をもっておわびに伺いまして、その翌日、川越市及び関係者の皆様にホームページを通じましておわびをしております。川越市のほうの報告後、県の交通政策課様のほうに、5月23日に説明と報告に伺っております。

本人ですが、5月31日まで出勤停止をして、6月1日からは復職をしておりますが、運転に関しては免許停止になるということを前提に、まだ裁判所からは来ておりませんが、その時点で運転業務からは一切外している形で、現在もおります。本人に対して、一旦事故後の運転適性者診断をしたらどうかということで、交通政策課様から紹介いただきまして、NASVAというものを6月24日に実施させております。

以上が今回の報告になります。

○会長 詳細な説明ありがとうございました。

この件に関しましてご質問等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

○委員 先ほど事業所様から話があったとおり、県のほうにお越しいただいてお話も伺っているところでして、ここに書いてある報告書のとおりですが、アルコールチェック、点呼の体制が、休日の朝ということもあって、人もいなくてチェックできずにそのまま行ってしまったということで、点呼についてはドライバーから来るというのではなくて、ちゃんと上の方が把握した状態で、点呼を確実に実施するという体制を整えてもらうようお願いをしたところです。こういう場で報告いただいたこ

ともありますので、ほかの事業所様も気をつけていただければと思います。

ここ1年間、重大事故もそうですが対人の事故や車対車で車が横転するような事故もあり、県内かなり事故多発や、無車検で、車検切れの状態で1週間運行したなどの案件が多い状態なので、いま一度気を引き締めて運行いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

○副会長 アルコールチェックの問題ちょっと厳しいので、今回の場合だと直行という形なのですね。一応事務所に寄っていなかったということですか。

○事業者 朝、事務所に寄っております。

○副会長 寄ったときにチェックをできなかったというところですか。

○事業者 本来チェックするルールがあったのですが、当日できなかったです。

○副会長 そうか。事務所のほうに、休日とか運行管理者がいなかったりとか、いろんなことが起きる可能性があるものですから、やっぱりアルコールチェックは必ずやらせて、必要とあらば動画にちゃんと映してもらって、その場で確認するところまでちょっと徹底したほうがいいかなという思いはあります。その辺に関してはかなり徹底してほしいと思います。

○事業者 承知しました。事故以降、完全に対応ができるように、一旦は、私のほうで不在のときには電話連絡で、画像、テレビ電話という形で、アルコールチェックが出勤したところに設置してありますので、それと時間と本人の表情を見て確認するというのを、現在出勤時、退勤時は徹底しております。申し訳ございません。その徹底がちょっと足りていなかったということで、今回反省しております。申し訳ございません。

○委員 私たちも職業ドライバーとして運転しているわけなのですが、当然私どもの協同組合も、個人事業主としてタクシーでお客様を運びます。それで、今お話を伺った中で、例えば2時まで飲んでいらして、7時に出勤した。もうアルコール以前に、5時間しか休んでいないです。それというのは、過労運転にもなってしまいうこともあり得るわけです。それに対して事業者様のほうで、ふだんの指導とか、あるいはその方のドライバーの意識がちょっとではなくて大分欠如しているのではないかと思います。お客様を乗せる立場のドライバーが、2時まで飲んで、あるいは2時まで遊んで、寝ないで5時間しか休まないで仕事をする、お客様を乗せるということは、本当に危険な状態になると思うのです。だから、その辺はやっぱり十分にふだんから指導、あるいはドライバーに周知徹底をすることが大事なことだと思うので、その辺はひとつ今後やっていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、指導、周知のほうは今後も引き続きよろしくお願いいたします。

他にご質問等はございませう。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、今回の川越市の特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむしにつきましては、

以上で報告とさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題8、その他、何か意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 今日、更新で協議していただいた案件があると思うのですが、去年更新した後、県に申請をしていなくて有効期限が切れてしまったという事業者さんがいらっしゃいましたので、市町村担当者の方はその後のケアまでしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 ご意見ありがとうございます。それでは、今、委員からお話ありましたように、市町村の担当課につきましては、その後のフォローをよろしくお願いいたしますと思います。

他にご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 有償運送をやっている業者さんは、生活サポート事業も兼ねてやっていたらと思うのですが、生活サポート事業が18年の10月から施行されて、かれこれ20年近くなるのですけれども、報酬のほうは当時のままなのですね。タクシー料金のおおむね2分の1程度ということなのですが、タクシー料金も上がっていると思うので、少し検討していただけないかなと思います。

○副会長 生活サポートが福祉有償運送のほうではないので。

○委員 大体兼ねている。

○副会長 兼ねているところというか、実際言うと半分以上の生活サポート事業者が福祉有償運送を使っているのですよね。それが実態で、実際にタクシー料金が上がっているだけではなくて、タクシー料金の2分の1ではなくて、おおむね80%まで取ってもいいよということを国のほうから言い出しているのです。そこまで言っているのです、実際言うと、実際は80%という和多分5,700円ぐらいということになるのですよ、時間ですね。ところが、実際には生活サポートは2,950円ということで、実際には料金がすごく安いのですね。それはちょっと大きな問題だとは思っているのです。

○委員 でも、20年たっても一銭も上がっていないから。

○副会長 そうなのですね。これ市町村と県との共同事業という形でやっているので、本当言うと、ちょっとその辺も僕らも大きな問題抱えているので、実際には本当に交通も含めてやっぱり国としてどうするのというところも、それは私たちも提起はしているのですけれども、本当にこのまんまでは交通も福祉有償運送もみんな駄目になってくるというのは、もう目の前に見えているので、何とかしましょうよという話はしているのですけれども、実際難しい。すみません。今そんな状況です。

○会長 ご意見ありがとうございます。

それでは、他にご意見は大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○会長 それでは、皆様にご協力いただき、お陰様で今年度の第1回の協議会の議案審議につきましては全て終了となりました。皆様、長時間にわたりましてご審議にご協力いただき、誠にありがとうございます。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

(8) その他

○事務局 事務局から3件ございます。

まず1件目ですが、昨年度末に実施いたしましたアンケート結果についてです。アンケートにご回答いただきましてありがとうございました。結果につきましては、机上資料のとおりとなりましたので、ご報告となります。アンケートの自由記載欄で貴重なご意見を賜りました。その内容を基に、今後の運営協議会の方針案を事務局で作成したいと考えております。方針案の作成後、他市町の事務局に対して確認を依頼し、その内容を基に第2回運営協議会にて皆様にご報告させていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

2件目ですが、次回の第2回協議会の日程について、令和7年11月4日、火曜日です。場所は、本日と同様に三芳町立中央公民館1階多目的ホールとなりますので、次回もよろしくお願いいたします。

最後に、本日の配付資料につきましては、事務局で回収させていただきますので、委員の皆様、資料を会場に置いてお帰りをいただきますようお願いいたします。なお、資料確認の際に申し上げましたように、入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会登録団体対価一覧表のみ回収はいたしませんので、お持ちいただいて構いません。

また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましては、各市町の事務局において回収していただくようお願いいたします。

それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長 令和7年度第1回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。